

2020年5月2日（土）

第39回EVRI定例オンラインセミナー

「学校休業下の学び支援・授業づくりを考える（2）」

オンラインを用いた授業と著作権

改正著作権法 第35条

(学校その他の教育機関における複製等) 抜粋

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 略

これまで・・・



- 他人の著作物は、著作権法第35条の範囲内で
（著作権者の利益を不当に害するものはNG）
無許可・無償で授業目的に利用できる

- 他人の著作物を利用した教材を紙にコピーし児童・生徒に配布する
- × 授業目的でインターネットを經由して教材を提供する
（著作権者の許諾が必要）

ただし、インターネットで遠隔地の別教室に同時中継する場合は、無許諾・無償利用できる

法律施行後 (2020年4月28日以降)

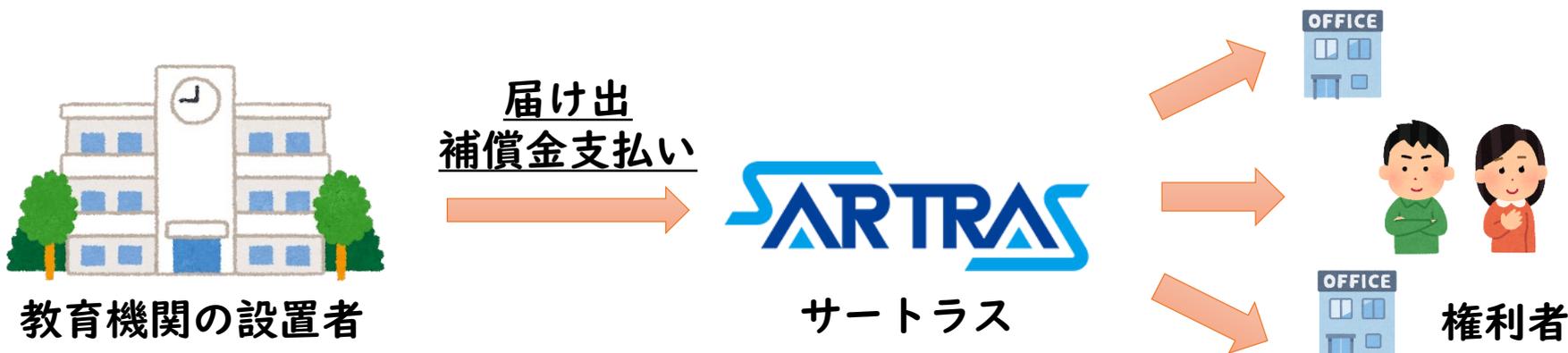


- インターネットを利用した授業で、無許諾で他人の著作物を利用した教材を送信（＝授業目的公衆送信） できる
 - 予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信する
 - リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業において、講義映像や資料をインターネットで児童・生徒に送信する
 - × 誰もが見られるウェブサイト上にアップロードする
ただし、利用は「その必要と認められる限度」。著作権者の利益を不当に害する利用はできない。
 - × ドリル、ワークブックの複製
 - × 授業の目的を超えた放送番組のライブラリー化 など

法律施行後 (2020年4月28日以降)

- ・授業で著作物をインターネット経由で送信する場合、教育機関の設置者は「授業目的公衆送信保証金等管理協会」(略称：SARTRAS)に補償金を支払う(2020年度に限り「**無償**」)

※「授業目的公衆送信補償金制度」：営利を目的としない教育機関において、一定の額の補償金を支払うことにより、授業の目的で必要と認められる範囲の著作物を公衆送信することができる制度



参考資料

○文化庁

- ・ 「教育の情報化に対応した平成30年著作権改正の概要」

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2020042401_03.pdf

- ・ 「平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関するQ&A（基本的な考え方）」

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2020042401_04.pdf

○SARTRAS

- ・ 「授業目的公衆送信補償金制度とは」 <https://sartras.or.jp/seido/>

- ・ 「制度の概要」 <https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/seidogaiyo.pdf>

- ・ 「教育機関設置者による教育機関名の届け出について」

<https://sartras.or.jp/todokede/>

○著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

- ・ 「改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）」

<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf>